

令和2年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の等級別実施職種の追加について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、令和2年3月31日に公告した令和2年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の等級別実施職種について次のとおり追加公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）

(2) 随時3級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）

(3) 基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）